

全建事発第 88 号
平成 20 年 10 月 20 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘
[公 印 省 略]

地域建設業経営強化融資制度の創設について

国土交通省では、建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の中小・中堅建設企業が、極めて厳しい状況に直面していることから、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年 8 月 29 日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）に基づき、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施するため「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、平成 20 年 11 月 4 日から実施することとしました。

これに関し、平成 20 年 10 月 17 日付で地域建設業経営強化融資制度に係る通達（添付ファイルのとおり）が国土交通省関係部署及び都道府県並びに政令指定市宛に発達（発送）されております。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方ご協力お願い申し上げます。

参考：国土交通省記者発表ホームページ
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000035.html

以上

(参考)

国官会第1254号
国地契第33号
国総建第196号
国総建整第153号
平成20年10月17日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うこととするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うこととする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間実施することとした。本制度の運用に当たっては、下記によることとしたので、留意されたい。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の承諾（工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「甲の承諾」をいう。）を得て記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記6を除き、以下「乙」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が乙に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ その他別に定める工事
- (3) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

3 謙渡債権の範囲

謙渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、乙と債権謙渡先との間の債権謙渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が債権謙渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 債権謙渡を承諾する時点

当該工事の出来高(記2(2)①にあっては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 承諾権限

乙が債権謙渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。

6 債権謙渡先

債権謙渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権謙渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 支払計画等の提出

乙は、債権謙渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権謙渡先に提出し、債権謙渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権謙渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

8 賴渡債権が担保する範囲

本制度に係る賠渡債権は、債権賠渡先の乙に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して乙に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権賠渡先又は保証事業会社が乙に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 債権賠渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権賠渡承諾書交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権賠渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に対し債権賠渡承諾書を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権賠渡先から乙への融資額を控除した金額の範囲内とする。

11 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、甲においては、債権賠渡を申請したことを持って、乙の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権賠渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(別 紙)

大臣官房会計課長	大臣官房官庁営繕部長
自動車交通局長	港湾局長
航空局長	北海道局長
海上保安庁長官	気象庁長官
運輸安全委員会事務局長	海難審判所長
国土技術政策総合研究所副所長	
沖縄総合事務局総務部長	北海道運輸局長
東北運輸局長	北陸信越運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	神戸運輸監理部長
中国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局次長
北海道開発局長	
東北地方整備局長	東北地方整備局副局長
関東地方整備局長	関東地方整備局副局長
北陸地方整備局長（建設）	北陸地方整備局副局長（港湾空港）
中部地方整備局長	中部地方整備局副局長
近畿地方整備局長	近畿地方整備局副局長
中国地方整備局長	中国地方整備局副局長
四国地方整備局長	四国地方整備局次長
九州地方整備局長	九州地方整備局副局長
東京航空局長	大阪航空局長
海上保安大学校長	海上保安学校長
第一管区海上保安本部長	第二管区海上保安本部長
第三管区海上保安本部長	第四管区海上保安本部長
第五管区海上保安本部長	第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長	第八管区海上保安本部長
第九管区海上保安本部長	第十管区海上保安本部長
第十一管区海上保安本部長	気象研究所長
気象衛星センター所長	札幌管区気象台長
仙台管区気象台長	東京管区気象台長
大阪管区気象台長	福岡管区気象台長
沖縄気象台長	

※他省庁、地方公共団体等に対しても同趣旨を通知。

地域建設業経営強化融資制度について

1. 制度の目的

- ・本融資制度は、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とする。

2. 対象となる建設企業

- ・本制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業とする。

※中小・中堅建設企業は、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業とする。

3. 対象となる工事

- ・本制度は、国、地方公共団体等の発注する工事を対象とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

- ・国土交通省直轄工事においては、上記のほか、以下の工事についても対象外とする。

(i)附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事

(ii)以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

a 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

b 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

c その他別に定める工事

(iii)建設企業が役務的保証を必要とする工事

(iv)その他建設企業の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

4. 手続の流れ

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（以下「建設業者」という。）は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者（以

下「民間事業者」という。)に譲渡。(工事完成前でも可)

- ・事業協同組合等又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。
- ・保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施。
- ・事業協同組合等又は民間事業者及び保証事業会社は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

5. 債権譲渡を承諾する時点

- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- ・なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)

6. 債権譲渡先

- ・債権譲渡先は、事業協同組合等又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

7. 支払計画等の提出

- ・建設業者は、事業協同組合等又は民間事業者からの融資及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を事業協同組合等又は民間事業者に提出し、事業協同組合等又は民間事業者において確認を行う。

8 譲渡債権が担保する範囲

- ・本制度に係る譲渡債権は、事業協同組合等又は民間事業者の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、事業協同組合等、民間事業者又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保する

ものではない。

9 保証事業会社による金融保証

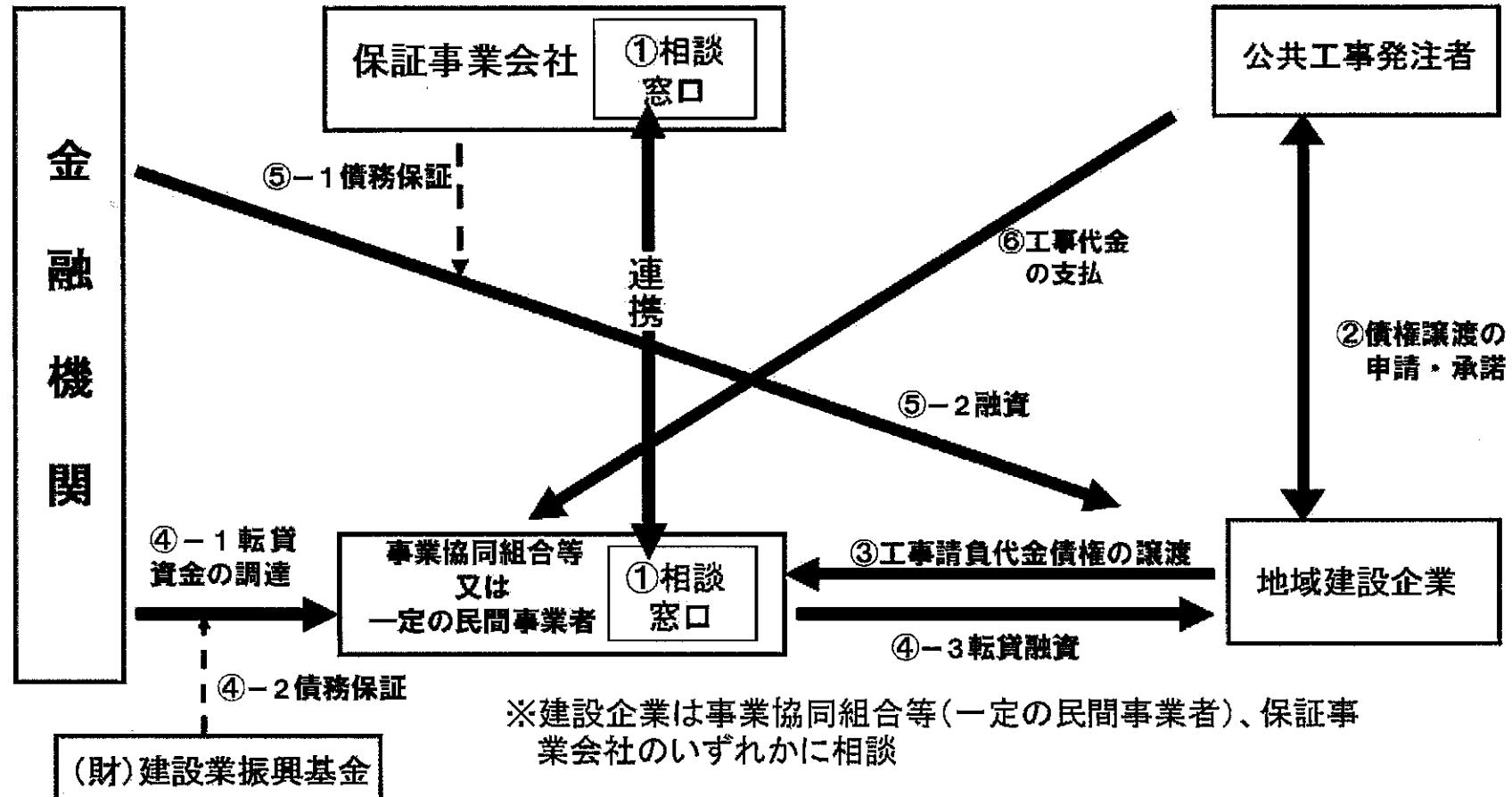
- ・本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 1 号の規定に基づき、その債務を保証する。
- ・なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び事業協同組合等又は民間事業者からの建設会社への融資額を控除した金額の範囲内とする。

10. 実施時期

- ・本制度は、平成 20 年 11 月 4 日から、当面、平成 23 年 3 月末までの措置として実施することとする。

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることにより、出来高を超える部分を含め融資

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

